

令和8年度世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業に関する要綱

令和8年4月1日8世高福第213号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に係る事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の安定的な運営に資するために実施する世田谷区地域密着型サービス事業所等への物価高騰対策支援事業給付金（以下「給付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の交付の対象となる事業所等)

第2条 給付金の交付の対象となる事業所等（以下「交付対象事業所等」という。）は、別表に掲げる事業所等であって、世田谷区内に所在するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業所等は、交付対象事業所等としないものとする。

- (1) 主たる事業所等が別表1の項及び2の項に掲げる事業所等に該当する場合における当該主たる事業所等の従たる事業所等
- (2) 令和8年1月1日から同年6月30日までの期間において、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する市町村が行う介護保険の被保険者（世田谷区が行う介護保険の被保険者に限る。）に対し、法第42条の2に規定する地域密着型介護サービス費又は第54条の2に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給を伴う運営の実績がない事業所等

(給付金の交付を受けることができる者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和8年5月1日（以下「基準日」という。）において、交付対象事業所等を運営する事業者であって、当該交付対象事業所等について東京都知事又は世田谷区長（以下「区長」という。）に申請又は届出を行い、法第78条の2又は第115条の12の規定により指定を受けているものとする。

(給付金の交付額)

第4条 給付金の交付額は、交付対象事業所等につき、別表に掲げる事業所等の区分に応じて同表に定める額とする。ただし、令和8年2月1日から基準日までの間に運営が開始された交付対象事業所等又は同年1月1日から基準日までの間に休止をしていた交付対象事業所等に係る給付金の交付額については、それぞれ次の各号に掲げる交付対象事業所等に応じ、当該各号に定める方法により計算した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 令和8年2月1日から基準日までの間に運営が開始された交付対象事業所等
別表に掲げる事業所等の区分に応じて同表に定める額に、運営が開始された月から令和8年6月までの月数を乗じて得た額
- (2) 令和8年1月1日から基準日までの間に休止をしていた交付対象事業所等
別表に掲げる事業所等の区分に応じて同表に定める額に、6月から令和8年1

月 1 日から基準日までの間に休止をしていた期間の月数（月の途中から休止した月及び再開した月を除く。）を控除した数を乗じて得た額

2 給付金の交付額の総額は、予算の定める額を上限とする。

（給付金の交付に係る申請及び請求）

第 5 条 区長は、給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、次に掲げる書類を添付した世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業給付金交付申請書兼請求書（第 1 号様式。以下「申請書兼請求書」という。）を提出させるものとする。

(1) 預金通帳の表紙の写しその他の給付金の振込先口座が確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 給付金の申請は、1 の交付対象事業所等につき 1 回限りとする。

3 申請の受付をする期間は、区長が別に定める。

（交付の決定及び通知）

第 6 条 区長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、給付金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月世田谷区条例第 55 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、給付金の交付を決定してはならない。

3 区長は、給付金の交付を決定したときはその内容及びこれに付した条件を世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業給付金交付決定通知書（第 2 号様式）により、給付金の不交付を決定したときはその旨を世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業給付金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に速やかに通知するものとする。

（給付金の支払）

第 7 条 区長は、給付金の交付を決定したときは、給付金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）に対して速やかに当該申請に係る給付金を支払うものとする。

2 給付金は、申請書兼請求書に記載された金融機関の口座（交付決定事業者の名称のものに限る。）に振り込む方法により支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 8 条 区長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、給付金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、給付金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがある

ときは、給付金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

- 3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業給付金交付決定取消通知書（第4号様式。次条において「取消通知書」という。）により当該交付決定事業者に速やかに通知しなければならない。

（給付金の返還）

第9条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に給付金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（給付金の一時停止）

第10条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている給付金等の返還を命じられた交付決定事業者が、当該給付金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、高齢福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第4条関係）

事業所等の区分	交付額（月額）
1 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所等	1事業所等あたり14,750円
2 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護を行う事業所等	1事業所等あたり14,750円
3 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所等	基準日の利用定員1人当たり1,607円
4 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を行う事業所等又は法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所等（同一の事業所等において一体的に運営されている場合は、1の事業所等とみなす。）	基準日の利用定員1人当たり1,607円
5 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所等又は法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所等（同一の事業所等において一体的に運営されている場合は、1の事業所等とみなす。）	基準日における通いサービスの利用定員1人当たり1,607円
6 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所等	基準日の対象者1人当たり5,923円
7 法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所等	基準日における通いサービスの利用定員1人当たり1,607円